

■交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（１施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 ２０人 以下	都市部 88,679 標準 84,457
		２１人 ～ ４０人	都市部 178,095 標準 169,615
		４１人 ～ ６０人	都市部 296,919 標準 282,780
		６１人 ～ ８０人	都市部 417,855 標準 397,958
		８１人 ～ １００人	都市部 537,689 標準 512,085
		１０１人 ～ １２０人	都市部 657,339 標準 626,038
		１２１人以上	都市部 777,081 標準 740,078
		訓練事業等整備加算	都市部 37,585 標準 35,796
		大規模訓練設備等整備加算	都市部 123,784 標準 117,890
		短期入所整備加算	都市部 10,199 標準 9,714
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 11,854 標準 11,290
		障害児相談支援整備加算	都市部 8,472 標準 8,069
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 5,641 標準 5,373
		小規模グループケア整備加算	都市部 18,195 標準 17,329
		避難スペース整備加算	都市部 32,714 標準 31,157
	児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員 ２０人 以下	都市部 48,796 標準 46,473
		２１人 ～ ４０人	都市部 98,238 標準 93,560
		４１人 ～ ６０人	都市部 164,036 標準 156,225
		６１人 ～ ８０人	都市部 230,477 標準 219,502
		８１人 ～ １００人	都市部 296,919 標準 282,780
		１０１人 ～ １２０人	都市部 362,533 標準 345,270
		１２１人以上	都市部 429,159 標準 408,723

	訓練事業等整備加算	都市部	37,585
		標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
		標準	117,890
	短期入所整備加算	都市部	10,200
		標準	9,714
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
		標準	11,290
	障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
		標準	8,069
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
		標準	5,373
	避難スペース整備加算	都市部	32,714
		標準	31,157
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	24,444
		標準	23,280
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	8,472
		標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,641
		標準	5,373
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	32,714
		標準	31,157

- （注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。